

# 令和6年度「ふくしまゼロカーボン宣言」事業（事業所版）実施要領

令和6年6月1日  
環境共生課

## 1 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、福島県内のオフィス、店舗、工場等（以下「事業所」という。）において、県が示す地球温暖化対策に取り組むことを宣言することで、自主的な地球温暖化対策を推進し、環境配慮意識の醸成を図る。

## 2 主催

福島県

## 3 参加対象

県内に所在地を有する事業所

## 4 事業内容

### (1) 事業種別部門

対象事業種は次に掲げる3部門とし、その分類は別表のとおりとする。

- ア 産業部門
- イ 運輸部門
- ウ 民生業務部門

### (2) 取組内容

下記の共通項目のア～ウの3つの取組と各部門の1つについて取り組むものとする。  
なお、共通項目ウ及び各部門の取組は導入の検討のみでも可とする。

#### 【共通項目】

- ア 二酸化炭素排出量の見える化
- イ 節電・節水
- ウ 再生可能エネルギーの導入・活用

#### 【産業部門】

設備の運用改善や省エネ設備の導入

#### 【運輸部門】

自動車の燃費向上に向けた対策の実施

#### 【民生業務部門】

照明設備の運用改善や省エネ設備の導入

## 5 参加手続

### (1) 申込方法

#### ア 前年度参加事業所

前年度に「ふくしまゼロカーボン宣言事業」に参加していた事業所は、引き続き事業に参加するものとみなし、参加のための手続は不要とする。

ただし、前年度から団体の情報に変更がある場合は「福島県かんたん申請・申込システム」により電子申請を行うものとする。

#### イ 新規参加事業所

令和6年度に新たに参加を希望する事業所は、「福島県かんたん申請・申込システム」により電子申請を行うものとする。

### (2) 申込期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日とする。

(3) その他

参加申込のあった事業所に対しては、事業所内での取組促進及び取組状況の見える化に資するため、以下の啓発物品を配布する。

ア 「ふくしまゼロカーボン宣言」への取組を明示するもの（電子データ）

イ 二酸化炭素排出量計算ツール（電子データ）

## 6 取組内容の集計

県は申込状況について、適時に集計・公表する。なお、集計・公表する内容と方法は次のとおりとする。

(1) 内容

- ・ 参加事業所一覧
- ・ 事業所種別ごとの参加状況

(2) 公表方法

- ・ ホームページによる公表
- ・ その他、県が開催する会議等における公表

## 7 その他

本実施要領に定めるほか、この事業の実施に必要な事項は、福島県生活環境部長が別に定める。

### 別表

部門	業種
産業部門	農業・林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業
運輸部門	運輸業・郵便業
民生業務部門	卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、生活関連サービス・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されるものを除く）、分類不能の産業

※「業種」は日本標準産業分類における大分類による。